

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案(2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを第一種特定化学物質に指定すること、及び当該物質が使用されている場合に輸入することができない製品を指定すること)」に対する御意見及びそれに対する考え方

	御意見	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 施行令第三条の表下段に追加された輸入できない製品の十四項「管、浴槽その他プラスチック製品（成形したものに限る。）」について ・ 意見内容 （）書きの「成形したものに限る。」を「通常の使用状態において水や洗剤に触れる等、溶出の可能性が否定できない環境において用いられる成型物に限る」として頂きたい。 ・ 理由 「管、浴槽その他」の「その他」が意図するものを明確にするため。昨年7月4日付けの環境省報道発表資料において、当該物質の安全性に関する情報が示されているが、その中で「プラスチック製品には溶出の可能性が否定できない環境において用いられるものがある」との記述がある。 十四項はその懸念に対する措置と理解するが、「その他」の解釈において、人によっては「管、浴槽」と切り離して拡大解釈し、製品含有物質調査で混乱することが想定されるため、（）書きの中で明確にしておいて頂きたい。 <p>（（社）ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA））</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第13条に基づく製品指定にあたっては、輸入の蓋然性に加え、当該製品の使用等を通じた環境中への放出による汚染の可能性を考慮して選定することとしています。</p> <p>今回指定する「管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）」については、管及び浴槽のように使用段階で水や洗剤に触れることが前提とされているもののみならず、製品の製造・加工や廃棄等において環境放出の可能性が否定できないものがあるため、御指摘のように「通常の使用状態において水や洗剤に触れる等、溶出の可能性が否定できない環境において用いられる成型物に限る」と限定的に規定することはできないと考えています。なお、今回指定の「管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）」は、具体的には、関税定率法別表の39類に分類される製品を想定しています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14の『管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る）』とは金属とプラスチックで構成されるような製品にも適用されると理解して正しいか？それとも複数素材から構成される製品は適用外か？ 同様に3の『塗料及び印刷用インキ』とは塗装した製品をも対象としているのか？それとも塗料単体のみが対象と理解して正しいか？ 	<p>複数素材で構成される製品であっても、プラスチック製品の特性を有するものであれば「管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）」に該当します。</p> <p>また、「塗料及び印刷用インキ」には、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを使用した塗料そのもの及び印刷用インキそのもののみが該当します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去製造された当該物質を含む商品名は、平成 18 年 1 月 18 日発行の『2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールの商品名の公表について』に記載されている 10 社の製品のみと理解して正しいか？ 又、その後 1 年以上経過しているが、既に製造は全て中止していると理解して正しいか？ これら以外に存在するならば、その名称を公開すべきある ・ 該当物質は日本企業のみで製造されたものであり、海外企業は日本からの輸出品を加工していると理解して正しいか？ ・ 海外企業でも製造されていたのであれば、その企業名、製品名称、品番等の情報を開示すべきである ・ 在庫等海外工場で保有している該当製品（紫外線防止剤等）を分別し混在防止を図るためには具体的な製品情報が必要である為 ・ ほかカハベンソのような BAT レベルが制定されるのか？それとも微量でも含有している製品は輸入禁止か？ ・ 対象製品の含有有無を確認する際の試験方法と判断基準が不明瞭である為 <p>(コクヨファニチャ株)</p>	<p>国内で流通していた当該物質の商品名で 3 省が確認できたものは、平成 18 年 1 月 18 日付け「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールの商品名の公表について」をもってすべて公表しています。</p> <p>また、平成 18 年 1 月時点で、当該物質の国内製造・輸入者より今後製造・輸入は行わない旨の報告を受けており、それ以降の当該物質の製造・輸入は確認していません。</p> <p>当該物質は過去に少量ですが輸入実績があるため、我が国のみならず海外においても製造の実績があると考えられます。前述のとおり、海外で製造され輸入されたものも含め、国内で流通が確認された当該物質の商品名は公表済みです。</p> <p>政令で指定する製品であって、当該物質を使用したものは、使用した量にかかわらず輸入することができなくなります。</p>
<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 施行令第三条の「使用されている場合に輸入することができない製品」の一覧 ・ 意見内容 輸入を禁止する対象は、接着剤・塗料など、化審法でいう「化学物質（物質・調剤）」にとどめ、成形品は対象外とすべき。 ・ 理由 化審法で、成形品への含有を禁止するのは従来なかったことであり、対応が困難である。バスタブからの曝露評価結果でもヒトへの健康影響が認められないのに禁止する理由がわからない。また、バスタブや食器ならまだしも、その他多くの生活用品におけるプラスチックであればさらにリスクは低いはず。 (追伸：本件はWTO/TBT通報されるのでしょうか？) <p>(カシオ計算機株)</p>	<p>第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限については、化審法第 13 条に基づくものであり、これまでも 9 種類の第一種特定化学物質に関し、延べ 26 項目の製品が政令により指定されています。</p> <p>製品指定の基本的考え方や成形したプラスチック製品を政令指定する理由については、意見 1 の回答を御参照下さい。</p> <p>また、WTO/TBT 通報については、パブリックコメント終了後、実施しました。</p>